

ご契約のしおり・約款

介護年金移行特約

この冊子は、特約条項について記載されていますので、ご熟読のうえ「保険証券」とともにお客様ご自身で管理してください。
今後とも、末長くお引き立てくださいますようお願い申し上げます。

ご契約の保険種類によっては、この特約を付加できない場合がございます。
詳細につきましては当社へお問い合わせください。

目 次

ご契約のしおり

介護年金移行特約	1
--------------------	---

約 款

介護年金移行特約条項	1
----------------------	---

特約の 保 内 容

介護年金移行特約

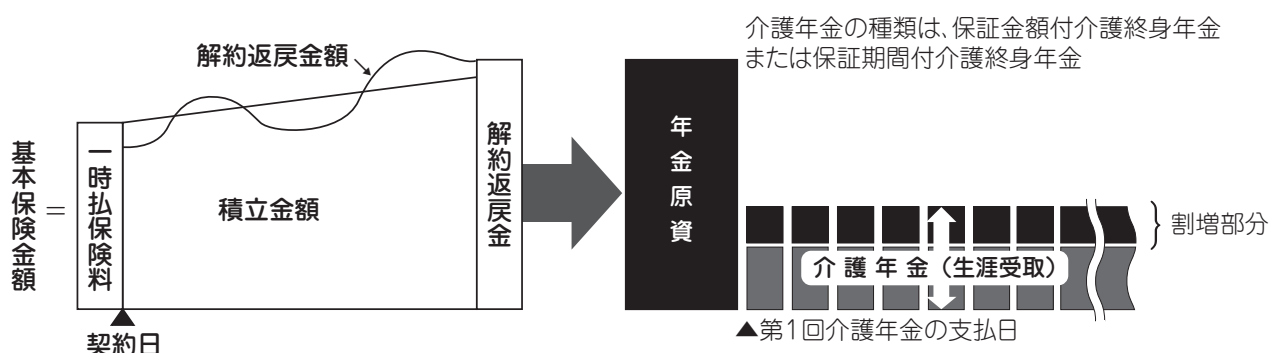
主契約の解約返戻金をもとに介護年金を受取るための特約

特 徴

要介護状態（要介護2以上等）に該当の場合、この特約により、主契約の解約返戻金等の全部または一部を年金原資として、通常の年金よりも割増された介護年金をお支払します。

し く み

■主契約の全部を介護年金支払に移行する場合



※このイメージ図は、将来の積立金額、解約返戻金額、年金額等を保証するものではありません。

※この特約を付加できるのは、契約者と被保険者が同一の場合です。

※割増部分は、第1回介護年金の支払日における基礎率等（予定利率・予定死亡率等）に基づいて算出されるため、性別・年齢等によって金額が異なります。また、年齢により割増部分がない場合もあります。

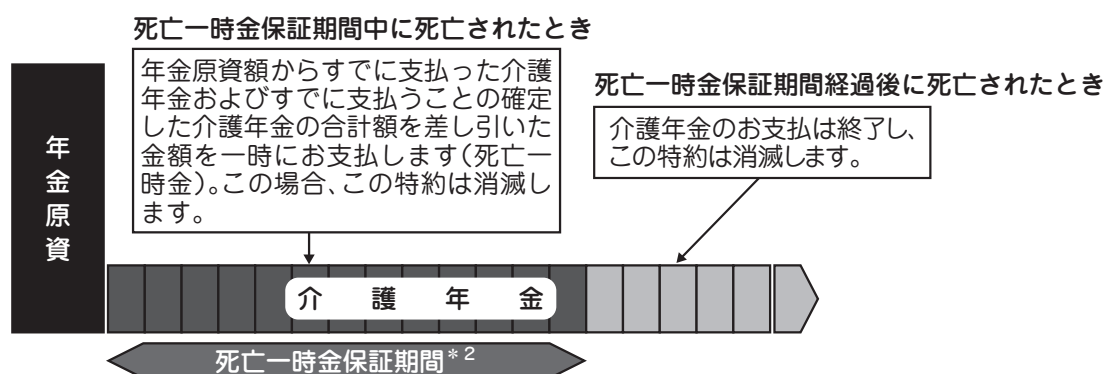
※この特約によるお支払は、円のみのお取扱となります。

※主契約の運用通貨が外貨の場合、第1回介護年金の支払日におけるそれぞれの通貨に対応する当社所定の為替レート^{*1}により円に換算された解約返戻金額を年金原資額としてお取扱します。

*1 このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、第1回介護年金の支払日（その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下まわることはありません。

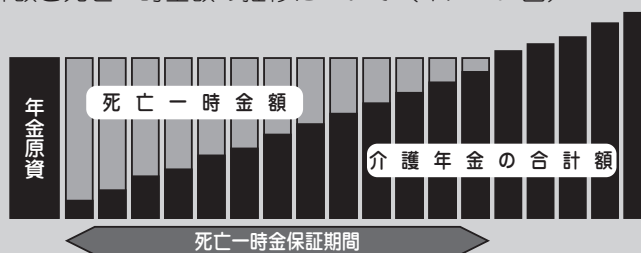
(1) 保証金額付介護終身年金のしくみ

- ・第1回介護年金の支払日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、生涯にわたり年金をお支払します。
- ・第1回介護年金の支払日以後、死亡一時金保証期間中に被保険者が死亡された場合、年金原資額からすでに支払った介護年金およびすでに支払うことの確定した介護年金の合計額を差し引いた金額（死亡一時金）をお支払します。



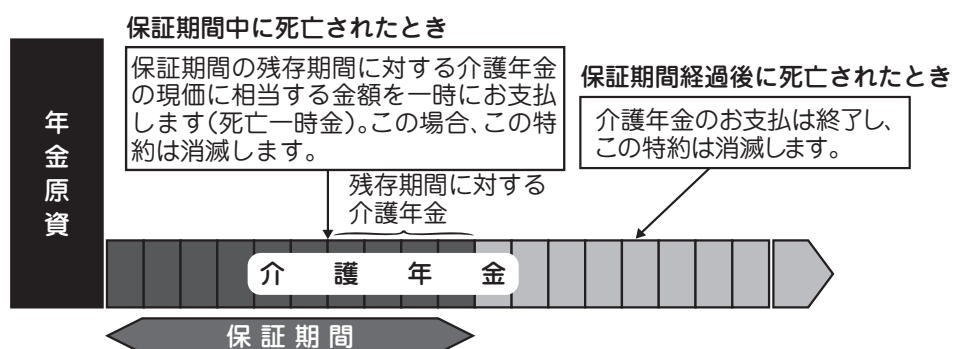
- *2 死亡一時金保証期間とは、死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回介護年金の支払日から支払うべき介護年金の合計額がはじめて年金原資額をこえることとなる第2回以後介護年金の支払日の前日までの期間をいいます。

参考 介護年金の合計額と死亡一時金額の推移について（イメージ図）



(2) 保証期間付介護終身年金のしくみ

- ・第1回介護年金の支払日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、生涯にわたり年金をお支払します。
- ・第1回介護年金の支払日以後、保証期間中の最後の年金支払日の前日までに被保険者が死亡された場合には保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額（死亡一時金）をお支払します。



※この特約の被保険者が第1回介護年金の支払日以後、一定期間内に死亡された場合、お受け取りいただく年金等の総額が年金原資の額を下まわることがあります。

■特約の保険料について

この特約は、特約保険料のお払込の必要はありません。

この特約による介護年金および死亡一時金のお支払について

■この特約における介護年金および死亡一時金のお支払はつぎのとおりです。

お支払する 年金・死亡一時金	お支払事由	お支払額	お受取に なる人
保証金額付介護終身年金	つぎのいずれにも該当したとき ①介護年金の請求書類➡が当社に到着していること ②第1回介護年金の支払日が主契約の契約日からその日を含めて1年経過後に到来する主契約の契約応当日以後であること ③第1回介護年金の支払日における被保険者の年齢が満40歳以上であること ④第1回介護年金の支払日において、被保険者がつぎのいずれかに該当していること (a)満65歳未満の被保険者がつぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたこと (i)当社所定の要介護状態➡に該当したこと (ii)当社所定の要介護状態がその要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していること (b)公的介護保険制度➡により、公的介護保険制度による要介護認定➡または要介護更新認定➡を受け、要介護2以上の状態➡に該当していると認定されていること	介護年金額	被保険者
	被保険者が第1回介護年金の支払日の年単位の応当日に生存しているとき		
	被保険者が死亡一時金保証期間*1中に死亡されたとき	年金原資額からすでに支払った介護年金およびすでに支払うことの確定した介護年金の合計額を差し引いた金額（ただし、その残額がないときは支払いません）	主契約の死亡保険金受取人

* 1 死亡一時金がお支払される期間をいい、第1回介護年金の支払日から支払うべき介護年金の合計額がはじめて年金原資額をこえることとなる第2回以後介護年金の支払日の前日までの期間をいいます。



請求書類

>>> 介護年金移行特約条項 附則 1 参照

要介護状態

>>> 介護年金移行特約条項 附則 2 参照

公的介護保険制度

>>> 介護年金移行特約条項 附則 3 参照

要介護認定

>>> 介護年金移行特約条項 附則 4 参照

要介護更新認定

>>> 介護年金移行特約条項 附則 5 参照

要介護 2 以上の状態

>>> 介護年金移行特約条項 附則 6 参照

お支払する 年金・死亡一時金		お支払事由	お支払額	お受取に なる人
保証期間付介護終身年金 * 2	第 1 回 介護年金	つぎのいずれにも該当したとき ①介護年金の<u>請求書類</u>が当社に到着していること ②第 1 回介護年金の支払日が主契約の契約日からその日を含めて 1 年経過後に到来する主契約の契約応当日以後であること ③第 1 回介護年金の支払日における被保険者の年齢が満 40 歳以上当社所定の年齢以下であること ④第 1 回介護年金の支払日において、被保険者がつぎのいずれかに該当していること (a)満 65 歳未満の被保険者がつぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたこと (i)当社所定の<u>要介護状態</u>に該当したこと (ii)当社所定の要介護状態がその要介護状態に該当した日からその日を含めて 180 日以上継続していること (b)<u>公的介護保険制度</u>により、公的介護保険制度による<u>要介護認定</u>または<u>要介護更新認定</u>を受け、<u>要介護 2 以上の状態</u>に該当していると認定されていること	介護年金額	被保険者
	第 2 回以後 介護年金	被保険者が第 1 回介護年金の支払日の年単位の応当日に生存しているとき		
	死亡一時金	被保険者が第 1 回介護年金の支払日以後保証期間中の最後の第 1 回介護年金の支払日の年単位の応当日の前日までに死亡されたとき	保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額	主契約の死亡保険金受取人

* 2 この特約の被保険者が第 1 回介護年金の支払日以後、一定期間内に死亡された場合、お受け取りいただく年金等の総額が年金原資の額を下まわることがあります。



ご参照

請求書類

>>> 介護年金移行特約条項 附則 1 参照

要介護状態

>>> 介護年金移行特約条項 附則 2 参照

公的介護保険制度

>>> 介護年金移行特約条項 附則 3 参照

要介護認定

>>> 介護年金移行特約条項 附則 4 参照

要介護更新認定

>>> 介護年金移行特約条項 附則 5 参照

要介護 2 以上の状態

>>> 介護年金移行特約条項 附則 6 参照

- ・ 第 1 回介護年金の支払日は、第 1 回介護年金が支払われる場合における第 1 回介護年金の請求書類が当社に到着した日となります。
- ・ 介護年金額は、第 1 回介護年金の支払日における基礎率等（予定利率・予定死亡率等）に基づいて算出されるものです。
- ・ 介護年金額が当社の定める最低金額に満たないときは、介護年金支払に移行しません。
- ・ 介護年金額が当社の定める最高金額をこえるときは、これをこえる年金額に対応する解約返戻金等の金額は、第 1 回介護年金の支払日に被保険者に一時金でお支払します。
- ・ 第 1 回介護年金の支払日以後は、この特約を解約することはできません。



ご注意

- 第 1 回介護年金の支払日以後、お支払年金額に対して 1.0%※を年金支払日に積立金より控除します

※将来変更される可能性があります。

■介護年金の一括支払

介護年金の受取人は、年金の種類に応じて死亡一時金保証期間中または保証期間中に限り、以下のとおり、将来の介護年金のお支払にかえて、つぎの金額の一括支払をご請求することができます。

年金の種類	お支払額
保証金額付介護終身年金	第1回介護年金の支払日から当社所定の書類が当社に到着した日までの経過年月日数により定まる責任準備金額を基準として、当社の定める方法により計算した金額* ³
保証期間付介護終身年金	保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額* ⁴

*³ この場合、介護年金の一括支払を行ったときでも死亡一時金保証期間後の介護年金は被保険者が生存する限りそのまま存続します。

*⁴ 介護年金の一括支払を行ったときでも保証期間後の介護年金は被保険者が生存する限りそのまま存続します。

■介護年金の分割支払

第1回介護年金の支払日以後、介護年金の受取人からのご請求により、当社の定める回数および方法で介護年金の分割支払を選択することができます。ただし、1回の支払金額が当社所定の金額以上であることが必要です。

■介護年金移行特約による以下のお支払をご希望の場合、「ご契約のしおり」の「保険金等の請求方法について」をご覧ください、すみやかに当社へご通知のうえ、**所定の請求書類**をご提出ください。

①介護年金移行特約による介護年金のお支払をご希望の場合

②死亡一時金のお支払事由が発生した場合



ご参照

所定の請求書類



介護年金移行特約条項 附則1 参照

介護年金および死亡一時金をお支払できない場合

■この特約において、お支払事由に該当しても介護年金または死亡一時金を支払わない場合は、つぎのとおりです。

名称	免責事由
介護年金	つぎのいずれかにより、お支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の <u>薬物依存</u>
死亡一時金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡されたとき ① 主契約の責任開始日からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者または主契約の死亡保険金受取人の故意による致死

※告知義務違反による解除、重大事由による解除につきましては、主契約の取扱に準じます。



ご参照

薬物依存

>>> 介護年金移行特約条項 附則7参照

要介護状態について

介護年金移行特約条項「附則2 会社所定の要介護状態」をご参照ください。

公的介護保険制度による要介護認定と要介護更新認定について

公的介護保険制度：介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

要介護認定：介護保険法第19条（平成9年12月17日法律第123号）に定義される要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分についての市町村の認定をいいます。

要介護更新認定：介護保険法第28条第2項（平成9年12月17日法律第123号）に定義される要介護認定の更新をいいます。

公的介護保険制度の要介護2以上の状態について

要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）第1条第1項に定めるつぎのいずれかの状態をいいます。

要介護2：要介護認定等基準時間が50分以上70分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

要介護3：要介護認定等基準時間が70分以上90分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

要介護4：要介護認定等基準時間が90分以上110分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

要介護5：要介護認定等基準時間が110分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

法令等の改正に伴うお支払事由の変更について

●当社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

●この場合、当社は法令等の改正に伴うお支払事由の変更をする旨を、お支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。

●法令等の改正に伴うお支払事由の変更をする旨の通知を受けた保険契約者は、お支払事由変更日の前日までに、つぎのいずれかの方法を指定してください。

(1) お支払事由の変更を承諾する方法

(2) お支払事由変更日の前日に解約する方法

●指定がなされないままお支払事由変更日が到来したときは、「(1) お支払事由の変更を承諾する方法」が指定されたものとみなします。

介護年金移行特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 介護年金支払への移行
- 第3条 通貨
- 第4条 年金の種類
- 第5条 介護年金額
- 第6条 介護年金および死亡一時金の支払
- 第7条 介護年金の分割支払
- 第8条 介護年金の一括支払
- 第9条 介護年金または死亡一時金の請求手続
- 第10条 特約の内容変更
- 第11条 特約の解約
- 第12条 解約返戻金
- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 介護年金の受取人の住所変更、成年後見等の開始
- 第15条 年齢の計算
- 第16条 契約者配当
- 第17条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第18条 管轄裁判所
- 第19条 主約款の規定の準用

主契約に質権が設定される場合の特則

主契約に平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、家族収入特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）、災害死亡給付特約、傷害特約、配偶者傷害特約または子供傷害特約が付加されている場合の特則

主契約に新医療保険特約、配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約、新医療成人病特約、新医療女性疾病入院特約、新医療がん特約、配偶者新医療がん特約、新医療入院一時金特約、新医療長期入院特約、新医療通院特約、特定損傷特約、介護特約または先進医療特約が付加されている場合の特則

積立利率更改型一時払終身保険または積立利率更改型一時払終身保険(23)に付加されている場合の特則

主契約にリビング・ニーズ特約とあわせて付加する場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 附則1 請求書類
- 附則2 会社所定の要介護状態
- 附則3 公的介護保険制度
- 附則4 要介護認定
- 附則5 要介護更新認定
- 附則6 公的介護保険制度の要介護2以上の状態
- 附則7 薬物依存

介護年金移行特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の全部または一部について将来の死亡保険金の支払等にかえて、通常の年金よりも割増された介護年金支払に移行することを主要内容とするものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、主契約の締結の際、保険契約者の申出により、被保険者の同意を得たうえで、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、被保険者の同意を得て保険契約者から申出があった場合、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 この特約の締結日は、主契約の契約日とします。ただし、前項の規定によりこの特約を付加した場合は、会社が必要書類を受け付けた日とします。

第2条（介護年金支払への移行）

- 1 第6条（介護年金および死亡一時金の支払）第1項に定める第1回介護年金の請求があった場合、第1回介護年金の支払日（第1回介護年金が支払われる場合における第1回介護年金の請求書類（附則1に定める請求書類をいいます。以下、同じとします。）が会社に到着した日をいいます。以下、同じとします。）以後、主契約のうち、この特約により介護年金支払に移行する部分については、この特約条項の規定を適用するものとし、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定めるつぎの取扱を行いません。

- (1) 死亡保険金の支払
 - (2) 高度障害保険金の支払
 - (3) 保険金額の減額
 - (4) 解約
 - (5) 契約者貸付
- 2 主契約が延長定期保険に変更されていた場合は、前項の介護年金支払への移行を請求することができません。
 - 3 払済保険に変更後の主契約の一部を介護年金支払に移行した場合、介護年金支払に移行しない部分については、主約款の規定にかかわらず、原保険契約への復旧の取扱を行いません。
 - 4 会社は、第1回介護年金を支払う際に、年金証書を第6条（介護年金および死亡一時金の支払）に定める介護年金の受取人に発行します。

第3条（通貨）

- 1 この特約における通貨は、円とします。
- 2 この特約が付加された主契約が円建以外の場合、第1回介護年金の支払日の前日（その日が、次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直前のその金融機関の営業日とします。）におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートをを用いて円に換算された解約返戻金等の金額を第5条（介護年金額）第1項の解約返戻金等の金額として、この特約条項の規定を適用して取り扱います。
- 3 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、第1回介護年金の支払日の前日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直前のその金融機関の営業日とします。）のそれぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

第4条（年金の種類）

この特約の年金の種類はつぎに定める年金の種類（選択する年金の種類が保証期間付介護終身年金の場合は保証期間を含みます。以下、同じとします。）とし、この特約の締結の際、会社の定める保証期間および被保険者年齢の範囲内で、保険契約者が指定するものとします。

- (1) 保証金額付介護終身年金
- (2) 保証期間付介護終身年金

第5条（介護年金額）

- 1 介護年金の受取人は、保険契約者の同意を得たうえで、介護年金支払に移行する解約返戻金等の全部または一部の金額（以下、「年金原資額」といいます。）を指定することができます。
- 2 介護年金額は、第1回介護年金の支払日における年金原資額を基準として、第1回介護年金の支払日における会社所定の率および計算方法により計算した金額とします。ただし、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引き、また、未払込保険料があるときは、その金額を差し引きます。
- 3 介護年金支払への移行に際して、解約返戻金と同時に支払われる前納保険料の清算金およびその他会社が支払う金額があるときは、別段の申出のない限り、この金額を介護年金額の計算基礎となる金額に充当します。
- 4 第2項の規定により計算された介護年金額が会社の定める最低年金額に満たないときは、介護年金支払に移行しません。
- 5 第2項の規定により計算された介護年金額が会社の定める最高年金額をこえるときは、会社の定める最高年金額を介護年金額とし、この会社の定める最高年金額を支払うために必要な金額をこえる解約返戻金等の金額は、第1回介護年金の支払日に介護年金の受取人に一時に支払います。

第6条（介護年金および死亡一時金の支払）

1 この特約において介護年金を支払う場合または死亡一時金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人はつぎのとおりです。

(1) 年金の種類が保証金額付介護終身年金の場合

名称		支払事由	支払額	受取人
① 介護年金	第1回介護年金	つぎのいずれにも該当したとき ア. 介護年金の請求書類が会社に到着していること イ. 第1回介護年金の支払日が主契約の契約日からその日を含めて1年経過後に到来する主契約の契約応当日以後であること ウ. 第1回介護年金の支払日における被保険者の年齢が満40歳以上であること エ. 第1回介護年金の支払日において、被保険者がつぎのいずれかに該当していること (a) 満65歳未満の被保険者がつぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたこと (i) 会社所定の要介護状態（附則2に定める会社所定の要介護状態をいいます。以下、同じとします。）に該当したこと (ii) 会社所定の要介護状態がその要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していること (b) 公的介護保険制度（附則3に定める公的介護保険制度をいいます。以下、同じとします。）により、公的介護保険制度による要介護認定（附則4に定める要介護認定をいいます。以下、同じとします。）または要介護更新認定（附則5に定める要介護更新認定をいいます。以下、同じとします。）を受け、要介護2以上の状態（附則6に定める公的介護保険制度の要介護2以上の状態をいいます。以下、同じとします。）に該当していると認定されていること	介護年金額	被保険者（被保険者以外の者に変更することはできません。）
	第2回以後介護年金	被保険者が第1回介護年金の支払日の年単位の応当日（以下、「第2回以後介護年金の支払日」といいます。）に生存しているとき		
② 死亡一時金		被保険者が死亡一時金保証期間（死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回介護年金の支払日から支払うべき介護年金の合計額がはじめて年金原資額をこえることとなる第2回以後介護年金の支払日の前日までの期間をいいます。以下、同じとします。）中に死亡したとき	年金原資額からすでに支払った介護年金およびこの確定した介護年金の合計額を差し引いた金額（ただし、その残額がないときは支払はありません。）	主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）

(2) 年金の種類が保証期間付介護終身年金の場合

名称	支払事由	支払額	受取人
① 介護年金	第 1 回 介護年金 つぎのいずれにも該当したとき ア. 介護年金の請求書類が会社に到着していること イ. 第 1 回介護年金の支払日が主契約の契約日からその日を含めて 1 年経過後に到来する主契約の契約応当日以後であること ウ. 第 1 回介護年金の支払日における被保険者の年齢が、満 40 歳以上会社所定の年齢以下であること エ. 第 1 回介護年金の支払日において、被保険者がつぎのいずれかに該当していること (a) 満 65 歳未満の被保険者がつぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたこと (i) 会社所定の要介護状態に該当したこと (ii) 会社所定の要介護状態がその要介護状態に該当した日からその日を含めて 180 日以上継続していること (b) 公的介護保険制度により、公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護 2 以上の状態に該当していると認定されていること	介護年金額	被保険者（被保険者以外の者に変更することはできません。）
	第 2 回 以後 介護年金 被保険者が第 2 回以後介護年金の支払日に生存しているとき		
② 死亡一時金	被保険者が第 1 回介護年金の支払日以後保証期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額	主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）

2 この特約において、支払事由に該当しても介護年金または死亡一時金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

名称	免責事由
(1) 介護年金	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の薬物依存（附則 7 に定める薬物依存をいいます。）
(2) 死亡一時金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① 主契約の責任開始期からその日を含めて 2 年以内の自殺 ② 保険契約者または主契約の死亡保険金受取人の故意による致死

3 被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。

4 第 1 項に定める死亡一時金については、第 1 回介護年金の支払日以後、被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡したものとして取り扱います。

5 死亡一時金の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、死亡一時金の一部の受取人であるときは、死亡一時金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡一時金の受取人に支払います。

6 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡一時金を支払わないときは、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない死亡一時金部分の責任準備金。また、死亡一時金を支払わない場合で、責任準備金の額が死亡一時金の額を上回るときは死亡一時金の額を限度とします。）を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡一時金を支払わない場合には、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

第 7 条（介護年金の分割支払）

1 第 1 回介護年金の支払日以後、介護年金の受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、介護年金の分割支払をすることができます。ただし、1 回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、介護年金の分割支払の取扱をしません。

2 前項の場合、被保険者が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の介護年金に未支払分があるときは、これを

一括して介護年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

第8条（介護年金の一括支払）

- 1 介護年金の受取人は、死亡一時金保証期間中または保証期間中に限り、将来の介護年金の支払にかえて、つぎの金額の一括支払（以下、この取扱を「介護年金の一括支払」といいます。）を請求することができます。ただし、年金の種類が、保証金額付介護終身年金の場合は死亡一時金保証期間中、かつ、第1号に定める金額があるときに、保証期間付介護終身年金の場合は保証期間中の最後の年金支払日前に限りです。
 - (1) 保証金額付介護終身年金の場合
第1回介護年金の支払日から第4項に定める請求書類が会社に到着した日までの経過年月日数により定まる責任準備金額を基準として、会社の定める方法により計算した金額
 - (2) 保証期間付介護終身年金の場合
保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額
- 2 前項の場合、介護年金の一括支払を行ったときでも死亡一時金保証期間後または保証期間後の介護年金は被保険者が生存する限りそのまま存続します。
- 3 介護年金の一括支払を行った場合、第6条（介護年金および死亡一時金の支払）第1項にかかわらず、以後の死亡一時金の支払はありません。
- 4 介護年金の受取人が本条の取扱を請求するときは、請求書類を提出してください。
- 5 第1項の規定により介護年金の一括支払を行ったときは、年金証書に表示します。

第9条（介護年金または死亡一時金の請求手続）

- 1 介護年金または死亡一時金（以下、「介護年金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、保険契約者または介護年金等の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 介護年金等の受取人は、介護年金等の支払事由が生じたときは、すみやかに請求書類を提出して、介護年金等を請求してください。
- 3 第1項および前項に定めるほか、介護年金等の請求、支払時期および場所については、主約款の保険金の請求手続に関する規定を準用します。

第10条（特約の内容変更）

- 1 保険契約者は、第1回介護年金の支払日前であれば、会社所定の取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。
- 2 介護年金の受取人は、第1回介護年金の請求の際、会社所定の取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。

第11条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、第1回介護年金の支払日前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第12条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第13条（重大事由による解除）

- 1 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。
- 2 前項の場合、第1回介護年金の支払日以後に本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、介護年金の一括支払の請求を受けたものとして計算した金額を介護年金の受取人に支払います。

第14条（介護年金の受取人の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 介護年金の受取人が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 介護年金の受取人が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、介護年金の受取人に到達したものとみなします。
- 3 介護年金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者、介護年金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第15条（年齢の計算）

被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第16条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第 17 条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- 1 会社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。
- 2 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、本条において「支払事由変更日」といいます。）から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
- 3 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、会社はその旨を、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- 4 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 第2項の特約の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日に解約する方法
- 5 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第 18 条（管轄裁判所）

この特約における介護年金等の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第 19 条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

主契約に質権が設定される場合の特則

- 1 主契約に質権が設定される場合には、この特約は締結できないものとします。
- 2 この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。ただし、介護年金支払に移行した部分を除きます。

主契約に平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、家族収入特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）、災害死亡給付特約、傷害特約、配偶者傷害特約または子供傷害特約が付加されている場合の特則

- 1 平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、家族収入特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）、災害死亡給付特約、傷害特約、配偶者傷害特約または子供傷害特約（以下、本特則において「本特則に定める特約」といいます。）が付加されている主契約に介護年金移行特約が付加され、主契約の全部を介護年金支払に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約が解約されたものとして本特則に定める特約は同時に消滅します。
 - (2) 前号の場合、本特則に定める特約の解約返戻金があるときは、別段の申出のない限り、主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に充当します。
- 2 本特則に定める特約が付加されている主契約に介護年金移行特約が付加され、主契約の一部を介護年金支払に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の一部が減額されたものとし、同時に支払う本特則に定める特約の解約返戻金があるときは、別段の申出のない限り、主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に充当します。
 - (2) 介護年金の受取人は、保険契約者の同意を得たうえで、主契約の介護年金支払への移行の際、本特則に定める特約の全部または一部を介護年金支払に移行する旨を申し出ることができます。本号により本特則に定める特約の全部または一部を介護年金支払に移行したときは、本特則に定める特約は解約または減額されたものとして取り扱います。この場合、本特則に定める特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に充当します。

主契約に新医療保険特約、配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約、新医療成人病特約、新医療女性疾病入院特約、新医療がん特約、配偶者新医療がん特約、新医療入院一時金特約、新医療長期入院特約、新医療通院特約、特定損傷特約、介護特約または先進医療特約が付加されている場合の特則

- 1 新医療保険特約、配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約、新医療成人病特約、新医療女性疾病入院特約、新医療がん特約、配偶者新医療がん特約、新医療入院一時金特約、新医療長期入院特約、新医療通院特約、特定損傷特約、介護特約または先進医療特約（以下、本特則において「本特則に定める特約」といいます。）が付加されている主契約に介護年金移行特約が付加され、主契約の全部を介護年金支払に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部が介護年金支払に移行した後の本特則に定める特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社を取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
 - ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
 - ② 年払で払い込む方法
 - (2) 前号の場合、本特則に定める特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、本特則に定める特約は猶

予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

- (3) 本特則に定める特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - (4) 介護年金の受取人は、保険契約者の同意を得たうえで、主契約の介護年金支払への移行の際、本特則に定める特約の全部または一部を介護年金支払に移行する旨を申し出ることができます。本号により本特則に定める特約の全部または一部を介護年金支払に移行したときは、本特則に定める特約は解約または減額されたものとして取り扱います。この場合、本特則に定める特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に充当します。
- 2 本特則に定める特約が付加されている主契約に介護年金移行特約が付加され、主契約の一部を介護年金支払に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 本特則に定める特約は消滅または減額されることなく継続することができるものとします。
 - (2) 介護年金の受取人は、保険契約者の同意を得たうえで、主契約の介護年金支払への移行の際、本特則に定める特約の全部または一部を介護年金支払に移行する旨を申し出ることができます。本号により本特則に定める特約の全部または一部を介護年金支払に移行したときは、本特則に定める特約は解約または減額されたものとして取り扱います。この場合、本特則に定める特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に充当します。

積立利率更改型一時払終身保険または積立利率更改型一時払終身保険(23)に付加されている場合の特則

この特約が積立利率更改型一時払終身保険または積立利率更改型一時払終身保険(23)に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（介護年金支払への移行）第1項第1号から第5号を、つぎのとおり読み替えます。

「

- (1) 死亡保険金の支払
- (2) 災害死亡保険金の支払
- (3) 基本保険金額の減額
- (4) 解約

」

- (2) 第3条（通貨）第2項および第3項中、「第1回介護年金の支払日の前日」を「第1回介護年金の支払日」と、「その日の直前のその金融機関の営業日」を「その日の直後に到来するその金融機関の営業日」とそれぞれ読み替えます。

主契約にリビング・ニーズ特約とあわせて付加する場合の特則

この特約をリビング・ニーズ特約とあわせて主契約に付加する場合に、リビング・ニーズ特約の特約保険金と、この特約の第1回介護年金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の第1回介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の介護年金は支払いません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則1 請求書類

〔Ⅰ〕 介護年金等の請求の場合

請求項目	手続書類
第1回介護年金	(1) 請求書＊ (2) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書 または介護保険被保険者証 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (6) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意 後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
第2回以後介護年金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (4) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意 後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (6) 年金証書
死亡一時金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡一時金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡一時金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡一時金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任 意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
介護年金の一括支払	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (4) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (5) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意 後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書

（備考）

1. 上記の書類のうち、＊印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類
による代替を認めることがあります。

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	手続書類
年金の種類の変更	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者または介護年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券

（備考）

1. 前表と同じとします。

附則2 会社所定の要介護状態

対象となる会社所定の要介護状態とは、つぎのいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 下表の①または②のいずれかが「全部介助または一部介助の状態」に該当し、かつ、下表の③～⑥のうち、
「1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態」または「3項目が全部介助または一部介助の
状態」に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する
状態

項目	定義	全部介助の状態	一部介助の状態
① 歩行	立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・ 何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 ・ 必ず車椅子を使用している。 ・ 寝たきり状態。	つぎのいずれかの状態 ・ 杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ・ 誰かに支えられなければ歩行できない。
② 寝返り	身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	・ 何かにつかまっても1人で寝返りができない。	・ ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
③ 入浴	浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・ 浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 ・ 洗身をすべて介助者が行っている。	つぎのいずれかの状態 ・ 浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならない。 ・ 体の一部の洗身を介助者が行っている。
④ 排せつ	排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・ 常時オムツに依存している。 ・ 排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	・ 排せつ後のふき取りが1人でできなかったり、できても不十分のため、介助者が援助している。
⑤ 食事の摂取	眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	・ 介助がなければ1人ではまったくできない。	・ 食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難(小さく切る、ほぐす等の介助を含む)。
⑥ 衣服の着脱	眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	・ 介助がなければ1人ではまったくできない。	・ 一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

(備考)

1 器質性認知症

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、つぎの①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ一般的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003 年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック<Pick>病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ<Creutzfeldt-Jakob>病の認知症	F02.1
ハンチントン<Huntington>病の認知症	F02.2
パーキンソン<Parkinson>病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F05) 中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003 年版) 準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確に受け取って反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁―意識の程度は動揺しやすい―に加えて、錯覚・幻覚をともない不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- | |
|--|
| (1) 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。 |
| (2) 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。 |
| (3) 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。 |

附則3 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

附則4 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法第19条（平成9年12月17日 法律第123号）に定義される要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分について市町村の認定をいいます。

附則5 要介護更新認定

「要介護更新認定」とは、介護保険法第28条第2項（平成9年12月17日 法律第123号）に定義される要介護認定の更新をいいます。

附則6 公的介護保険制度の要介護2以上の状態

「公的介護保険制度の要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

附則7 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2



2023年10月版

◀ 当社用

引受保険会社

ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

一般のお客様 **0120-37-2269** ミナ ジ ブ ロ ッ ク 通話料無料

募集代理店を通じて
ご加入されたお客様 **0120-78-2269** ナンバー ジ ブ ロ ッ ク 通話料無料

ジブラルタ生命のホームページ

<https://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先（担当者）